報道資料

令和８年（２０２６年）１１月２日

職員の処分について

１　被処分者　　会計年度任用職員（男性・７０代）

２　処分内容　　減給（平均賃金１日分の２分の１）

３　処分事由　　地方公務員法第２９条第１項第１号（法令違反）、第２号(職務上の義務違反又は職務怠慢)及び第３号（一般非行）

４　処分発令日　　令和８年（２０２６年）１１月２日
※同日付けで依願退職

５　事実の概要　　被処分者は、令和８年５月、業務中に女性職員の脇腹を触るというセクシュアル・ハラスメント行為を行ったもの。また、令和８年８月、業務中に別の女性職員の脇腹を触るというセクシュアル・ハラスメント行為を行ったもの。

６　関係者の処分　　管理監督責任として、被処分者の上司１名を訓告、２名を厳重注意とした。

７　その他　　公表による被害者の心理的影響への配慮やプライバシー保護が必要と判断し、被処分者の所属局、具体的な内容等については、公表しない。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

１　一般服務関係

（４）　勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱（喫煙のための離脱を含む。）して勤務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

（１８）セクシュアル･ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ウ　相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

（注）処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

【参考②】懲戒処分等の公表基準

４　公表の例外

被害者のプライバシー保護に配慮が必要な場合であって、被害者から事実の概要について非公表の希望がなされた場合にあっては、公表する内容の一部を控えることとする。

【参考③】令和８年度の処分状況（本件を含む）

７件　７人

【お問い合わせ先】
人事課：課長　　深水　俊哉（ふかみ　しゅんや）
副課長　藤田　健　（ふじた　けん）
電　話：０９６－３２８－２１４９